

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第八十号）（抄）

（勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正）

第七条 勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の十三第二号ハ中「第十八条の二十一第十五項」を「第十八条の二十一第十三項」に改める。

第一条の十四の四の次に次の二条を加える。

（令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替）

第一条の十四の五 令第十四条の二第五号の厚生労働省令で定める修繕又は模様替は、租税特別措置法施行令第二十六条第十九項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合させる修繕又は模様替とする。

第一条の十六第三号、第一条の二十第三号及び第一条の二十三第三号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条から第十四条の四までを削る。

第十四条の五（見出しを含む。）中「第三十一条の一」を「第三十二条」に改め、同条を第十四条とする。

第十五条から第二十条までを次のように改める。

第十五条から第二十条まで 削除

第二十一条中「第三十五条第三項」を「第三十五条第一項」に、「機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）」に、「第九条第一項第三号」を「第九条第一項」に改める。

第二十二条中「第三十五条第三項の」を「第三十五条第一項の」に改め、同条第一号中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項」に、「第三十五条第三項第一号」を「第三十五条第一項第一号」に改め、同条第二号イ(1)中「資金貸付金融機関等」を「金融機関、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社その他資金の貸付けを行う者（以下この号において「資金貸付金融機関等」という。）」に、同号ホ中「第十六条の規定の例により算定される額」を「次に掲げる額を合計した額（特別の

事情がある場合において当該合計した額の変更について機構の承認があつたときは、当該変更後の額)」に改め、同号亦に次のように加える。

(1) 当該住宅の建設費又は購入費(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得費を含む。以下この号において「建設費等」という。)

(2) 当該住宅の建設又は購入(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得を含む。)のために借り入れた資金の利息(機構以外の者から借り入れた資金については、その利率を年九パーセントとして計算して得た額を限度とする。)

(3) 当該住宅の建設費等から前号の借り入れた資金に相当する額を控除した額に利率年七・五パー セントを乗じて得た額

(4) 当該住宅の建設費等の七パーセントに相当する額

第二十二条第一号へ中「事業主団体」の下に「(法第九条第一項に規定する事業主団体をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十三条中「第三十五条第四項」を「第三十五条第二項」に改める。

第二十四条第一号イ中「勤労者に対する分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、当該」、「及び法第十条の三第一項第二号に規定する住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額」、「分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、」及び「及び貸付けに係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額」を削り、同号ロ中「勤労者に対する住宅の分譲の業務、当該」及び「及び法第十条の三第一項第二号に規定する住宅の貸付けの業務（以下この条において「住宅の貸付けの業務、当該」という。）」を削り、同条第二号イ中「住宅の分譲の業務」、「又は住宅の貸付けの業務」、「勤労者に対する分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、当該」、「及び法第十条の三第一項第二号に規定する住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額」、「分譲に係る住宅の譲渡価額の総額、」及び「及び貸付けに係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額」を削り、「分譲に係る住宅の建設又は購入のための資金の額の総額の合計額」を削り、同号ロ中「住宅の分譲の業務」、「及び住宅の貸付けの業務」、「分譲貸付けに係る住宅の分譲を行うに当たつて令第三十五条第一項第一号及び第十五条第二号に規定する措置を」を削る。

第二十五条から第二十五条の二の二までを削る。

第二十五条の三中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に、「第十四条の二の」を「第十四条

の」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十五条の四の見出し中「第十四条の二第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十五条の二とする。

第二十五条の五を削る。

第二十五条の六中「第十四条の二第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第二十五条の三とする。

第二十五条の七（見出しを含む。）中「第十四条の二第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第二十五条の四とする。

第二十六条中「第十四条の二」を「第十四条」に改める。

附則第三項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「第三十五条第四項」を「第三十五条第二項」に、「附則第十項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第一項中「附則第八項」を「附則第七項」に、「第三十五条第三項」を「第三十五条第一項」に、「附則第十項」を「附則第八項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第一項の次に次の二項を加える。

2 令附則第二項の厚生労働省令で定める額は、三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）とする。

3 令附則第二項の厚生労働省令で定める数は、三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法施行規則第百十三条、第百十四条、附則第十六条及び附則第十七条の改正規定並びに附則第七条第七項の規定 平成十九年六月一日

二 第一条中雇用保険法施行規則第一百一条の二の五から第一百一条の二の七までの改正規定及び第二条中船員保険法施行規則第四十八条ノ十四ノ七から第四十八条ノ十四ノ九までの改正規定並びに附則第六条及び第八条の規定 平成十九年十月一日

(暫定雇用福祉事業)

第二条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項第四号の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとし、同項第四号の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる事業につき、それぞれ、当該各号に掲げる期間とする。

一 改正法附則第八十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法附則第八十七条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十一号。以下「旧財形法」という。

）第八条の二第一号の助成金の支給を行うこと この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から平成二十七年三月三十一日までの間

二 改正法附則第八十八条第三項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧財形法第八条の二第三号の助成金の支給を行うこと 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

三 改正法附則第八十八条第六項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧財形法第十四条の二の助成を行うこと 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

四 改正法附則第一百六条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法附則第一百五条の規定による

改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第七条第一項第一号の助成を行うこと 施行日から平成二十一
年三月三十一日までの間

五 改正法附則第二百十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正法附則第二百十二条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十六条第一項第一号の給付金の支給を行うこと 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

六 改正法附則第八十八条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧財形法第八条の二第二号の奨励金の支給を行うこと 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

七 改正法附則第二百九条第一項の規定により独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとされた改正法附則第二百七条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第三十二条各号に掲げる業務 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

八 第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）附則第十九条に規定する事業 施行日から当該事業が終了するまでの間

九 旧雇保則附則第十九条の三に規定する事業 施行日から当該事業が終了するまでの間

十 旧雇保則第百四十条第七号に定める事業のうち、施行日前に同号の規定により補助を受けることがで
きることとなつた市町村に対して補助を行うこと 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間

十一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百
五十三号）附則第五条の規定によりなお従前の例によるものとされた給付金の支給を行うこと 施行日
から平成二十一年三月三十一日までの間

十二 旧雇保則第百四十条第三号に定める事業 施行日から平成二十一年三月三十一日までの間

十三 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める事業（改正法附則第六条第一項第一号から第三
号まで及び前各号に掲げる事業に附帯する事業を含む。） 厚生労働大臣が定める期間